

(案)

税務システム標準仕様書【第2.0版】



MIC

令和4年8月
総務省自治税務局

税務システム標準仕様書【第2.0版】(概要)

自治体システム等標準化検討会(税務システム等標準化検討会)取りまとめ(令和4年8月●日 公表)

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- 複数のベンダが広域クラウド(全国規模のクラウド)上でシステムのアプリケーションサービスを提供。
- 各地方団体は、原則としてカスタマイズせずに利用し、発注・維持管理や制度改正対応の負担がほとんどなく、業務を実施可能。

目的

- カスタマイズを原則不要にする。
- ベンダ間での円滑なシステム更改を可能とする。
- 地方行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う。
⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- 全ての市区町村とする。
(一部、都道府県が行う事務もあるが本仕様書の対象外とする)

標準準拠の基準

- 実装必須機能は実装が必要、標準オプション機能は事業者が選択的に実装し、それ以外の機能は実装しないことが必要。

想定する利用方法

- 本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定。

改定

- 例年の税制改正や、地方団体等による機能改善の提案及び新たな技術開発等があった場合には、本仕様書の改定を想定。

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

- 本仕様書の背景、目的、対象等を説明。

第2章 業務フロー等

- モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示。

第3章 機能要件

- 各業務を実施するために必要な機能要件を規定。
- 各地方団体において条例等に定める事項への対応方針を規定。
- 外部機関や標準化対象外システムとの連携方法を規定。
- エラー・アラートやEUC、バッチ処理(一括処理)等に係る要件を規定。

第4章 帳票要件

- 各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定。

第5章 その他要件

- 他業務と連携するためのデータ要件・連携要件や、セキュリティ等非機能要件については、デジタル庁等が策定するものによる旨を規定。

第6章 用語

- 本仕様書で使用している用語を定義。

参考

- 地方団体におけるシステムの新規構築時や更改時におけるシステム設計の検討等に資するように、業務概要(全体図)及びシステム構成図を提示。

税務システム標準仕様書【第2.0版】について

- 「新経済・財政再生計画改革工程表(2019)」及び「デジタル・ガバメント実行計画」(令和元年12月20日・閣議決定)において、個人住民税、法人住民税、固定資産税及び軽自動車税に係る情報システムについて、令和2年夏以降、住民記録システムの成果も反映し、標準仕様書の作成を進めることとされた。
- これを受け、税務システム等標準化検討会(座長:庄司昌彦武蔵大学社会学部教授)を開催し、令和2年6月以降、標準仕様書の検討を重ねてきた。
- 本仕様書は、同検討会に設置されたワーキングチーム(個人住民税WT、法人住民税WT、固定資産税WT、軽自動車税WT及び収滞納管理WT)における議論や、全国の市区町村及び一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)への意見照会結果を基に、令和3年8月に第1.0版として取りまとめたものを、更にブラッシュアップを行い、今般、第2.0版としてとりまとめた。
- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)においては、標準化対象事務について、所管大臣が標準化基準を定め、地方公共団体は、標準化基準に適合する地方公共団体情報システムを利用しなければならないこととされている。

本仕様書の構成

- 第1章 本仕様書について 一本仕様書の背景、目的、対象等を説明
- 第2章 業務フロー等 モデル的な業務フロー及び業務フローに示すタスクを整理したツリー図を提示
- 第3章 機能要件 各業務を実施するために必要な機能要件を規定
- 第4章 帳票要件 各業務を実施するために必要な帳票要件や帳票印字項目・諸元、帳票レイアウトを規定
- 第5章 その他要件 データ要件・連携要件及び非機能要件について、デジタル庁等が策定するものによる旨規定
- 第6章 用語 一本仕様書で使用している用語を定義
- 参考 業務概要(全体図)及びシステム構成図

標準仕様書の対象地方団体及び税目について

○ 本仕様書は、標準化法対象事務省令（「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令」（令和4年デジタル庁・総務省令第1号））第6条に基づき、市区町村が行う個人住民税（森林環境税を含む。）、法人住民税、固定資産税（都市計画税を含む）及び軽自動車税の賦課徴収に係る基幹税務システムを対象とする。

※1 上記税目に係る標準仕様と共に、上記税目に係る収納管理、滞納管理及び税務共通の標準仕様についても定義。

※2 なお、税務事務を補助するために導入されているサブシステムや固定資産税の評価業務等は本仕様書の対象外。

※3 また、個人住民税と合わせて賦課徴収する森林環境税（令和6年1月1日施行）に係る要件については、今後の改版に合わせて定義予定。

■区域ごとの賦課徴収の主体と標準化対象の整理（灰色箇所は、標準化対象外。）

税目	市町村の存する区域	特別区の存する区域	備考
個人住民税 (都道府県民税及び市町村民税)	市町村	特別区	・都道府県の個人住民税も、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収するため、対象とする。
森林環境税	市町村	特別区	・森林環境税は国税だが、市町村（特別区を含む。）が賦課徴収する。
法人住民税	市町村	都	・特別区の存する区域における法人住民税は、都税として都が賦課徴収する。
固定資産税	市町村	都	・特別区の存する区域における固定資産税は、都税として都が賦課徴収する。 ・大規模償却資産は都道府県が賦課徴収する。
都市計画税	市町村	都	・特別区の存する区域における都市計画税は、都税として都が賦課・徴収する。
軽自動車税(種別割)	市町村	特別区	・環境性能割は都道府県が賦課徴収する。

機能要件

- 各業務を実施するために必要な機能について、【実装必須機能】、【標準オプション機能】及び【実装不可機能】の三類型に分類して定義。また、行政区の管理など、指定都市特有の機能については、指定都市要件として定義している。
- 地方税においては、税率や減免、納期など、各地方団体の判断に委ねられている事項が多く存在。これらについては、パラメータ処理により対応することを基本とするが、これによりがたい場合には、標準拠シシステムとは別にシステムを構築して情報連携するアドオンにより実現することを想定する。
- 作成に当たっては、地方団体及び事業者の意見を踏まえ、現在の実務や業務システムの実態を踏まえた機能要件とともに、デジタル社会においてあるべき姿を踏まえた新機能に係る要件を盛り込んでいる。

■機能要件(軽自動車税の例)

項目番号	枝番	機能名称	機能ID	機能要件	実装区分	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への改定理由 (第1.0版からの変更点)
1. 軽自動車税（種別割） 基本情報管理（当初課税・税額変更）								
1.1. 車両台帳情報管理								
1.1.1.	1	車両情報管理	0130001	<p>車両情報の管理（設定・保持・修正）ができること。</p> <p><車両情報></p> <p>軽自管理番号 車両番号（標識番号） 異動年月日（登録年月日や取得年月日） 種別 燃料の種類 型式認定番号 型式 年式 車名 排気区分 総排気量又は定格出力 原動機の型式 営業用・自家用区分 用途 車台番号 初度検査（届出）年月 所有形態区分 被けん引車両情報（該当区分・車輪数） メモ</p>	実装必須機能	<ul style="list-style-type: none"> ・軽自管理番号は職員で直接修正できる必要はない、参照のみできれば良い。 ・画面表示上の実装方法として、種別、営業用・自家用区分及び用途を組み合わせて車種とすることは問題ない。（例：軽4輪自家用乗用） 	<p>税務システム等標準化検討会や全国意見照会において、課税事務上システムでの管理が必要な項目の確認を行った。</p> <p>上記のうち、原則として「軽自動車税（種別割）申告書（報告書）（第33号の4の2様式（第16条関係））」及び「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車）（第33号の5様式（第16条関係））」の記載項目については、実装必須機能としている。</p> <p>被けん引車両情報の管理については、経年車重課判定や適用税率判定の際に考慮する情報であるため、実装必須機能としている。ただし、当該項目への登録有無は地方団体の実情を踏まえ判断するもの整理とした。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「車両の通称名」は課税額の算出には直接影響しない項目である。また「車体の形状」については、加えて構造減免に係る車両において管理する整理となった。したがって機能要件3.2.7.枝1.で減免に係る項目として定義するため、以下を標準オプション機能に変更。（枝番2へ移動） ・軽自管理番号は職員で修正や削除をすることは想定されないため、備考へ以下を追記。 軽自管理番号は職員で直接修正できる必要はない、参照のみできれば良い。 画面表示上の実装方法として、種別、営業用・自家用区分及び用途を組み合わせて車種とすることは問題ない。（例：軽4輪自家用乗用）

機能要件一覧(1／4)

個人住民税

大分類	中分類
1. 個人住民税基本情報管理	1.1. 基本情報管理 1.2. 納付書(総括表)作成管理 1.3. 申告書作成管理 1.4. 申告情報等登録処理
2. 当初課税準備	2.1. 所得・税額決定 2.2. 扶養・控除対象配偶者の確認 2.3. 住登外課税処理 2.4. 転勤退職処理
3. 更正	3.1. 未申告・修正申告処理 3.2. 調査課税処理 3.3. 減免処理 3.4. 特別徴収異動処理 3.5. 年金特別徴収異動処理 3.6. 更正(当初・例月)処理 3.7. その他更正処理
4. 交付	4.1. 納付書(総括表)発行 4.2. 普通徴収納税通知発行 4.3. 年金特別徴収通知発行 4.4. 通知書再発行 4.5. 証明書発行 4.6. 発行情報管理
5. 照会	5.1. 他団体等への照会 5.2. 他団体等からの照会
6. 調定・統計	6.1. 調定処理
7. 賦課情報等受渡	7.1. 賦課情報等受渡
8. 検索	8.1. 検索
9. その他	9.1. その他

法人住民税

大分類	中分類
1. 法人基本情報管理	1.1. 基本情報登録・修正
2. 申告書受付	2.1. 申告案内・納付書作成 2.2. 申告書登録・課税作成 2.3. 都道府県連携・申告是認
3. 更正・決定	3.1. 更正・決定処理
4. 未申告調査	4.1. 未申告法人調査
5. 証明書発行	5.1. 証明書発行
6. 減免	6.1. 減免基本情報管理
7. 調定処理・統計資料作成	7.1. 調定処理 7.2. 調定表作成
8. システム共通	8.1. 検索 8.2. 保守機能 8.3. 他システム連携

機能要件一覧(2／4)

固定資産税

軽自動車税

大分類	中分類
1. 土地管理	1.1. 土地登記情報マスタ管理 1.2. 土地(補充)課税台帳管理
2. 家屋管理	2.1. 家屋登記情報マスタ管理 2.2. 家屋(補充)課税台帳管理
3. 償却資産管理	3.1. 償却資産課税台帳管理
4. 納税義務者管理	4.1. 納税義務者マスタ管理 4.2. 共有者管理
5. 特例・非課税類型マスタ管理	5.1. 特例・非課税類型マスタ管理
6. 賦課処理	6.1. 税率等の設定 6.2. 名寄処理 6.3. 当初賦課処理 6.4. 負担調整措置 6.5. 更正(税額変更)処理 6.6. 調査課税処理(償却資産)
7. 減免等処理	7.1. 減免類型マスタ管理
8. 交付	8.1. 通知書・納付書発行 8.2. 証明書発行
9. 調定・統計	9.1. 調定処理 9.2. 固定資産税関係統計資料
10. 履歴・検索・照会	10.1. 履歴・検索・照会
11. 都市計画税	11.1. 都市計画税
12. その他	12.1. 他システム連携

(注)土地評価及び家屋評価に係る要件(評価調書の作成・発行、評価額の計算など)は本仕様書の対象外。

大分類	中分類
1. 軽自動車税(種別割) 基本情報管理 (当初課税・税額変更)	1.1. 車両台帳情報管理 1.2. 異動情報登録処理 1.3. J-LIS(軽自動車検査情報市区町村提供システム)連携 1.4. 異動履歴等管理
2. 当初課税	2.1. 当初課税処理
3. 税額変更	3.1. 税額変更申告受付処理 3.2. 減免処理 3.3. 税額変更処理 3.4. その他税額変更処理
4. 交付	4.1. 納税通知発行 4.2. 各種通知発行 4.3. 証明書等発行 4.4. 発行管理
5. 照会	5.1. 物件照会 5.2. 収納状況照会
6. 調定	6.1. 調定処理
7. 検索	7.1. 検索
8. その他	8.1. システム管理 8.2. その他機能

機能要件一覧(3／4)

収納管理

大分類	中分類
1. 賦課・収納情報管理	1.1. 賦課・収納情報管理
2. 収納	2.1. 入金・消込処理
	2.2. 口座振替処理
	2.3. 軽自動車税(種別割)一括納税
3. 還付充当	3.1. 過誤納対象者抽出
	3.2. 充當処理
	3.3. 還付処理
4. 滞納整理	4.1. 延滞金処理
	4.2. 督促処理
5. 決算	5.1. 繰越処理
	5.2. 調定処理
6. 交付	6.1. 納付書等発行(再発行)
	6.2. 証明書発行
7. 統計	7.1. 統計資料作成
8. その他	8.1. 他業務システム連携
	8.2. 納付義務者の拡張管理
	8.3. 検索
	8.4. その他

滞納管理

大分類	中分類
1.滞納情報管理	1.1. 滞納情報管理
2.滞納整理	2.1. 滞納情報管理
	2.2. 催告処理
	2.3. 交渉・臨戸処理
	2.4. 分割納付処理
	2.5. 徴収(換価)猶予処理
	2.6. 納付受託処理
	2.7. 財産調査処理
	2.8. 滞納処分処理
	2.9. 公壳管理
	2.10. 執行停止処理
	2.11. 時効処理
	2.12. 不納欠損処理
3.交付	3.1. 納付書等発行(再発行)
4.その他	4.1. その他
	4.2. 他業務システム連携
	4.3. 検索

機能要件一覧(4／4)

税務共通

大分類	中分類
1. 共通機能	<ul style="list-style-type: none">1.1. 管理項目1.2. 検索・照会1.3. 抑止設定1.4. 端数処理・税額計算1.5. 証明・通知1.6. 返戻・公示送達1.7. 連携1.8. 共通管理1.9. エラー・アラート項目1.10. 様式・帳票出力1.11. データ要件 ※デジタル庁策定予定
2. 非機能要件	※デジタル庁等策定予定

帳票要件

- 業務を実施するために必要な帳票の要件を規定。【実装必須帳票】及び【標準オプション帳票】について、帳票の概要(帳票の用途)、出力条件等を規定した上で、必要な帳票に関しては帳票印字項目及び帳票レイアウトを定義している。
- 地方団体から納税義務者や外部機関に通知・送付する外部帳票のうち、納税義務者や外部機関が複数の地方団体から受け取ることが想定されるものについては、省令様式や基準となる様式が存在しないものであっても、帳票レイアウトを定義している。
- 他方、地方団体が内部事務で使用する内部帳票については、帳票の用途等のみを明示し、帳票印字項目及び帳票レイアウトは定義していない。
- 各地方団体においては、事業者のパッケージシステムにて提供される帳票をそのまま利用する。

■税目ごとの帳票例

税目	外部帳票	内部帳票
個人住民税	所得証明書、扶養調査に関する照会文書	給与支払報告書媒体提出事業所リスト、調定表
法人住民税	減免決定通知書、更正決定通知書	減免決議法人一覧、申告書作成法人一覧
固定資産税	納税通知書、公課証明書	課税標準額の特例措置リスト、 更正(賦課)決定決議書
軽自動車税	減免決定通知書、標識交付証明書	車検証データ取込済みリスト、車両一覧
収納管理	口座振替済通知書、督促状、納付書	口座振替開始通知出力リスト、収入額集計表
滞納管理	差押書(不動産)、交付要求通知書	送達一覧(差押(不動産))、交渉経過一覧

(注)上記に例示している外部帳票は全て帳票レイアウトを定義。

999-99999

No.2_更正決定通知書

(記号) 第
NN●年●月●日

● ● ● 県 ● ● 市 ● ● ● 郡 ● ● ● ● ●
 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●
 ● ● ● マンション ● ● ● 号室 ● ● ● ●
 株式会社 ● ● ● 様
 〒999-9999
 1-1-1
 TEL 111-1111 (内線1111)

● ● ● 長 (職務代理者)

印

法人●民税更正・決定通知書

次のとおり更正・決定しましたので通知します。

法人管理番号	123456789012345	法人番号	1234567890123
法 人 名	株式会社 ● ● ● ● ●		
所 在 地	● ● ● 県 ● ● 市 ● ● 丁目 1 番地 ● ● ● ビル 1 F		
申 告 区 分	確定申告	法人税の 修 正・更正 日	NN●年●月●日
事 業 年 度	NN●年●月●日 から NN●年●月●日 まで	修 正・更正 日 (例) 分割基準による税額の変更	
更正決定事由			

区 分	更正・決定前	更正・決定後
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
分割基準	2,500/2,500	2,500/2,500
課税標準額又は分割課税標準額	1,122,964,000 円	1,133,964,000 円
税率	10.0 %	10.0 %
法人税額額	112,296,400 円	113,396,400 円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	241,000 円	241,000 円
税額控除超過額相当額の加算額	0 円	0 円
除外額所得税額等相当額の控除額	242,000 円	342,000 円
外国の法人税等の額の控除額	243,000 円	243,000 円
仮説原理に基づく法人税額控除額	244,000 円	244,000 円
差引き法人税額額	111,326,400 円	112,326,400 円
租税条約の実施に係る法人税額の控除額	245,000 円	245,000 円
納付すべき法人税額額	① 111,081,400 円	② 112,081,400 円
均等割月数	12 月	12 月
納付すべき均等割額	③ 3,600,000 円	④ 3,600,000 円
合計税額(①+③)又は(②+④)	⑤ 114,681,400 円	⑥ 115,681,400 円
この通知により納付すべき又は還付すべき (一印) 税額 (⑥—⑤)	⑦ 1,000,000 円	
指定納期限	NN●年●月●日	⑦の内訳
		法人税額額(②—①) 均等割額(④—③)
		1,000,000 円 0 円

この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に●長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に●を報告として(●長が報告の代表者となります。)提起することができます。
 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を終了後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を終ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を終ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

【お問い合わせ先】

● ● ● 市役所 ● 民税課 課税係

〒999-9999

1-1-1
TEL 111-1111 (内線1111)

税務システム標準仕様書【第2.0版】への変更概要

○ 主として以下の観点から、標準仕様書【第2.0版】へ改定した。

(1)直近の税制改正内容の反映

直近の税制改正の内容を踏まえて、要件への反映が必要な税目の機能要件及び帳票要件に反映を行った。

<税制改正(例)>

- ・ 共通納税システムの対象税目拡大(固定資産税、軽自動車税、収納管理)【令和3年度～令和4年度税制改正】
- ・ グループ通算制度の適用(法人住民税)【令和2年度～令和4年度税制改正】
- ・ 登記所から市町村への通知事項の拡大等(固定資産税)【令和4年度税制改正】
等

(2)実現性評価を踏まえた見直し

下記のとおり、システム事業者へのアンケート調査を行い、要件の実現性に関する評価を実施。評価結果を踏まえ、機能要件及び帳票要件を見直した。

- ・ 定義した機能の開発が、令和7年度(2025年度)までに完了するか
- ・ 要件の意図、内容が正確に伝わっているか
- ・ 税務では人口規模や組織体制等により団体ごとに機能の実装状況にかなりの差異があることに鑑み、一部団体にとって過剰な機能の具備を強いる可能性がないか

(3)帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウトの見直し

①見やすさ・記入しやすさ ②事務の効率化 ③実用性の観点から帳票印字項目・諸元表及び帳票レイアウトを見直した。

また、レイアウトを定めている帳票について、検討会やWTにてAI-OCRに対応したデザインにすべきか(標準化するか)を検討するため、WT構成員及び指定都市にOCR・AI-OCRの活用状況や今後の導入に向けた検討状況を調査した。

この調査結果に基づき、各税目でOCR・AI-OCRに対応した帳票レイアウトの導入可能性を確認して要件へ反映した。

(4)都道府県への報告等

都道府県や国の行政機関への報告等に関しては、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多く、標準仕様書として機能や帳票を一意に定義することが困難であることから、これら報告等についてはEUC機能や外付けツール等による対応を基本とすることとし、標準仕様書では上記報告等に必要なデータについて定義するとともに、これらデータを抽出・出力ができるようにEUC機能を実装必須機能として盛り込んだ。

税務システム標準仕様書【第2.0版】への変更点①

(【実装必須機能】と整理した機能のうち、一部機能に係る【標準オプション機能】への過渡的な緩和)

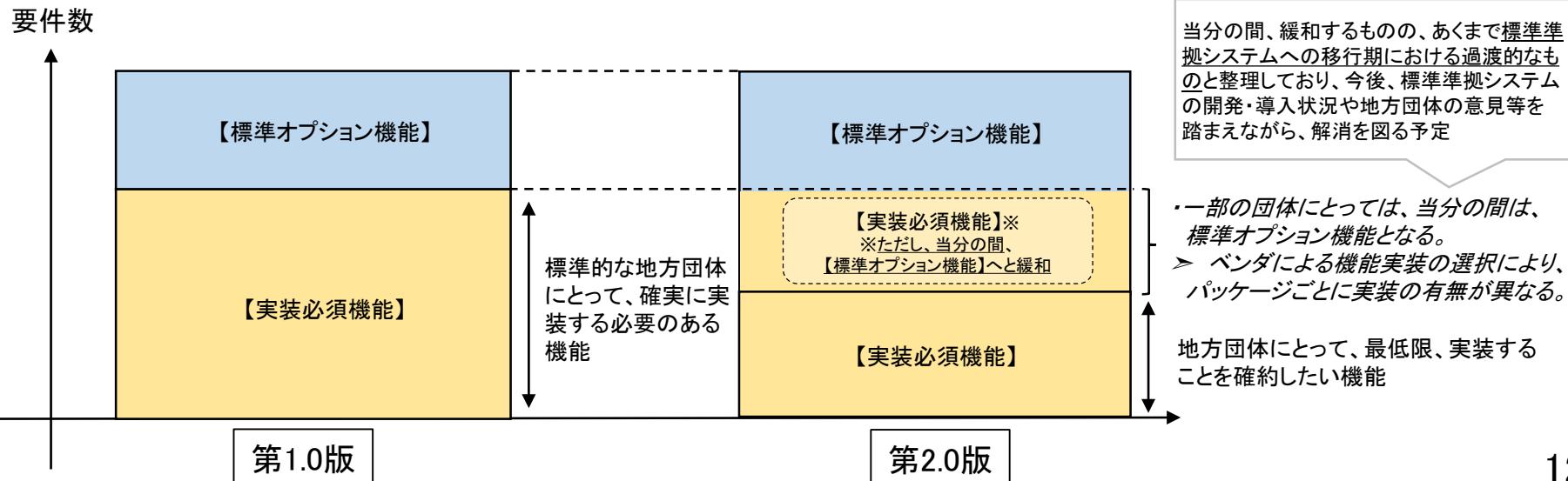
- 実現性評価を通じて、税務では他業務と比べて工程が多重かつ多岐にわたるため、各事業者の現行パッケージシステムでは、団体の人口規模や組織体制に応じて、機能の実装状況にかなりの差異があることを確認できた。

※ 複数のベンダから「第1.0版は大規模団体向けの仕様書になっている」、「小規模団体では必要性が小さい機能については【実装必須機能】から【標準オプション機能】に変更すべき」等の意見が寄せられたところ。

- そこで、今回の【第2.0版】では、標準的な地方団体による利用を想定して【実装必須機能】として整理した機能のうち、一部の機能については当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付け。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理し、今後、同システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図る予定である。

※ 第1.0版において【実装必須機能】として整理している要件を、単純に【標準オプション機能】へと緩和することも一つの選択肢として考えられたが、①【実装必須機能】はWTにおける議論等を通じて「実装すべき」とされ、地方団体のニーズが高い機能であること、②標準オプション機能は本来「必要最小限にとどめる」べきであること、③【標準オプション機能】の実装の有無はベンダが判断するものであり、「どのベンダも実装しない」可能性への不安の声があること、等から、上記のとおり整理。

＜緩和部分のイメージ＞



税務システム標準仕様書【第2.0版】への変更点② (帳票印字項目・諸元表、レイアウト見直し)

- 帳票印字項目・諸元表、帳票レイアウトについて、「見やすさ・記入しやすさ」、「事務の効率化」、「実用性」の3つの観点から見直しを行った。

(例) 軽自動車税(種別割)減免申請書 第1.0版

(例) 軽自動車税(種別割)减免申請書 第2.0版

①見やすさ・記入しやすさの観点

- 住民からの問い合わせや間違えが多く修正した方が良いと思われる箇所などがないか

例) 電話番号と住所の記載位置が逆になっている場合が散見されるので配置を変更した方が良い。

②事務の効率化の観点

- 職員が確認する・問い合わせで案内する・審査する際に使いにくい箇所などがないか

例) 職員が確認する際に型式と原動機型式の見間違いが散見されるので、目線の移動を多くするデザインの方が良い。

③実用性の観点

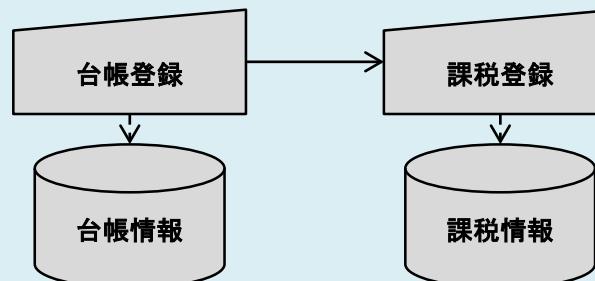
- 印字量が多く、記入・印字する枠が不足する懸念がある箇所がないか

例) 障がい者の印字量が不足する懸念があるので、チェックボックスを使用したデザインの方が良い。

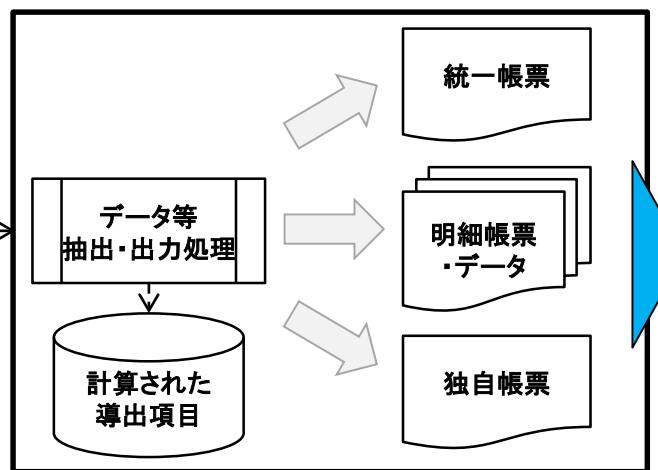
税務システム標準仕様書【第2.0版】への変更点③(都道府県への報告等)

- 都道府県や国の行政機関への報告等に関しては、回答様式に頻繁な修正・変更等のある場合が多く、標準仕様書として機能や帳票を一意に定義することが困難であることから、これら報告等についてはEUC機能や外付けツール等による対応を基本とすることとし、標準仕様書では上記報告等に必要なデータ等について定義するとともに、これらデータ等を抽出・出力ができるようにEUC機能を実装必須機能として盛り込んだ。

都道府県への報告等に対応するために必要なデータ等は、標準仕様書に具体的に定義



報告等に必要となるデータ等の抽出・出力



これらの業務に対応するためのEUC機能を【実装必須機能】として、標準仕様書に記載。

EUC機能や外付けツール等を活用して対応することとした要件の例

- 必要なデータ等を作成するためのバッチ処理機能、画面抽出機能 等
 - バッチ処理の結果、導出される項目群のデータベース管理
 - パッケージ標準で実装される、総務省統一様式の帳票出力機能、帳票の種類
 - パッケージ標準で実装される、計算根拠の明細帳票の出力機能、帳票の種類、様式、出力項目
 - パッケージ標準で実装される、計算データやEUCによる根拠データの出力機能
 - カスタマイズにより実装される帳票の種類、様式、出力項目

今後の主な検討課題

- 今後、下記の事項等について検討の上、標準仕様書【第2.0版】の改定を予定。
- また、地方税においては、毎年度、税制改正が行われることから、税制改正を踏まえた標準仕様書の改定方法や各地方団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定方法等についても、今後、検討を行うこととする。

① 今後、検討を行い、改定を行う事項(予定)

- ・ 令和6年度から課税が開始される森林環境税の要件等の実装
- ・ 今年度初めて標準仕様書が策定される「国民健康保険」などの他業務システムとの調整
- ・ 今後、デジタル庁が策定する「基本方針」等を踏まえた対応
- ・ 別途、「地方税における電子化の推進に関する検討会・実務者WG」において検討している「申告・申請手続のオンライン化」や「処分通知等のオンライン化」への対応
- ・ その他、地方団体やベンダからの意見を踏まえた対応 等

② 標準仕様書の改定方法の確立等

- ・ 毎年度の税制改正に対応するための、標準仕様書の改定方法（体制、改定プロセス、スケジュール等）の検討・確立が必要。
 - 令和4年9月以降、ベンダや地方団体等と調整予定。
- ・ 各地方団体のシステムが標準仕様書に準拠しているかどうかの判定方法等の検討
 - 令和4年9月以降、デジタル庁等と調整の上、検討・策定。

(参考) 業務ごとの変更概要

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(個人住民税・機能要件)

○ 以降のページは、第2.0版への変更を、税目ごと、要件ごとに例示したもの。なお、個々の要件の変更点・改定理由は、別途、本体資料を参照。

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
1.2.1. 給与支払 報告書 (総括表) 発送対象 抽出	<p>【実装すべき機能】 一定の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)発送対象者を抽出できること。 <抽出条件> ・年度途中で異動届の提出などがあり特別徴収対象者がいる、前年度の1月から5月までは特別徴収=給与あり</p>	<p>給与支払報告書(総括表)発送対象の管理に必要な発送希望や送付設定の確認が必須となる抽出条件について、定義していたが、総括表の作成は11月頃に行われるが多く、1月から5月までの判定では6月以降に特別徴収されている事業所が抽出対象とならないとのご意見を踏まえ、抽出条件の修正を実施した。</p>	<p>【実装必須機能】 以下から任意の条件(前年度情報等)を指定し、給与支払報告書(総括表)発送対象者を抽出できること。</p> <p><抽出条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括表発送対象の抽出時点で特別徴収対象者あり ・過去に特別徴収対象者がいた事業者 ・総括表の送付の要・不要 ・前年の申告が電子申告(eLTAX等)または紙の申告
3.6.6. 更正処理	<p>【実装すべき機能】 更正処理に基づき、一括で税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p>	<p>実現性評価にて、多くの製品で、更正時に一括での税額計算を実装していないことが判明したため、実態に合わせて、一括処理については必要性を緩和した。 また、一括処理を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する都度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額を確定する運用を想定していることを明記し、業務が可能な仕様となるよう修正した。</p>	<p>【実装必須機能】 更正処理に基づき、税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p> <p>【標準オプション機能】 更正処理に基づき、一括で税額計算(期割(月割)計算含む)ができること。</p> <p>【要件の考え方・理由】 本機能を実装しない場合は、更正の基となる情報を登録する都度、登録された情報に基づく税額が計算され、通知書発行等のタイミングで月次の税額を確定する運用となる。</p>
4.2.3. 普通徴収 納税通知書 等発行	<p>【実装すべき機能】 分離課税に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収する納税義務者であることが判明した場合に作成する「納税通知書(分離課税に係る所得割分)」の対象者を抽出できること。</p>	<p>【第一号の四様式】の発送対象となる者を抽出することを目的とした要件として定義していたが、実装難易度が高く、実現性が低いものであることを確認したため、必要性の緩和を実施した。 なお、対象となるケースは稀であることから、システムから直接対象者を抽出せずに運用が可能と判断している。</p>	<p>【標準オプション機能】 分離課税に係る所得割を普通徴収の方法によって徴収する納税義務者であることが判明した場合に作成する「納税通知書(分離課税に係る所得割分)」の対象者を抽出できること。</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(個人住民税・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
No. 2 年度切替 処理 チェック リスト	【主な出力条件】 —	本要件は、帳票概要に「年度切替処理で基本情報等の確認が必要と判断されたもののチェックリスト」と定義していたが、実現性評価のご意見で「基本情報等の確認が必要と判断」する条件の詳細化を求められたため、WTにて運用状況を確認し、出力条件を追記することとした。	【主な出力条件】 <実装必須出力条件> ・前年度の住登外課税の該当者 ・生年月日の不明 ・個人番号の不明 ・遡及転出 ・遡及転入 ・氏の変更あり
No. 60 294-3通知	【実装すべき帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 地方税法第294条第3項に基づき、他団体の長に対して通知するもの	第1.0版検討時には、法令上定められた帳票でありシステムからの出力を必須とすべきとして定義したが、運用実態として、電子化による対応が普及されており、紙での対応が必要な場面が限定的であることから、帳票要件としては、必要性を緩和しても問題がないと判断した。	【標準オプション帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 地方税法第294条第3項に基づき、他団体の長に対して通知するもの
No. 65 課税に係わる 住所等に ついて (照会・回答)	【実装すべき帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 納稅義務者宛の本人の住所確認の照会文書 【主な出力条件】 —	実現性評価にて、要件の詳細化を求められたため、業務上の必要事項を確認し、詳細を追記した。 また、業務の確認を通して、出力を必須とすることは過剰な要求であると判断したため、必要性を緩和した。	【標準オプション帳票】 【帳票概要(帳票の用途)】 納稅義務者宛の本人の住所確認の照会文書 納稅義務者本人からの申出等の特別な事情により、課税資料に記載の住所と基本情報として把握している住所が異なる場合に送付する 【主な出力条件】 <実装必須出力条件> ・確定申告書や給与支払報告書などの住所が、住民票の住所と異なる場合 ・扶養人数不一致の対象者のうち、扶養者の個人が特定できない対象 ・住登外課税者で住民登録地が確認できていない者

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(法人住民税・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
1.1.16. 通算法人管理 及び 連結法人管理	<p>【実装すべき機能】 連結法人の連結開始日及び離脱日が管理(設定・保持・修正)できること。 また、連結法人の法人基本情報が法人住民税システムに登録されている場合は、連結法人の法人基本情報の登録及び修正時に、関連する連結親法人又は連結子法人を検索して、当該法人の法人基本情報を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>連結法人の法人基本情報が法人住民税システムに登録されていない場合には、連結法人の法人基本情報の登録及び修正時に、関連する連結親法人又は連結子法人の法人名、所在地及び連結開始日又は連結加入日を登録できること。</p>	<p>実現性評価を通じて頂戴した指摘を端緒に、管理方式として通算(又は連結)子法人から親法人への関連付けは必要性が高いものの、親法人から子法人への関連付けは必ずしも必要とは言えないことを税務システム等標準化検討会の議論で確認できた。このため、機能を分離し、後者を標準オプション機能へと修正した。</p> <p>同時に、令和2年度税制改正において連結納税制度が見直され、新たにグループ通算制度へ移行する。</p> <p>本制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、これに対応した新様式等は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から使用となる。</p> <p>しかしながら、少なくとも令和5年中までは、連結納税制度による申告が存続し、通算移行後も修正申告等への対応が必要なため、第2.0版時点では通算制度と連結制度の併記とする。</p>	<p>1.1.16.枝1.【実装必須機能】 (通算法人管理) 通算子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できること。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、通算親法人の法人名、所在地、通算開始日、事業年度又は決算期及び当該通算子法人の通算加入日を登録できること。</p> <p>1.1.16.枝2.【標準オプション機能】 (連結法人管理) 連結子法人の法人基本情報の修正画面から関連法人を検索する機能を有し、該当法人を親法人として登録できること。 該当法人がシステムに登録されていない場合には、連結親法人の法人名、所在地並びに連結開始日及び当該連結子法人の連結加入日を登録できること。</p>
2.2.17. 申告入力 (共通)	<p>【実装しない機能】 最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。 また、申告登録時に変更した事業年度を、法人基本情報へ反映できる機能。</p>	<p>機能要件2.2.17.の記載が正確に伝わりづらいことを確認できたため、要件の書きぶりを整理している。</p> <p>なお、「最新事業年度の申告登録時に、事業年度を任意に変更できる機能。」は、申告書登録時に事業年度を任意に変更できなくなると、予期しないパターンに対応できなくなる可能性が懸念されたため「法人基本情報と異なる事業年度を申告情報として登録する場合にアラートを出力する機能」に緩和することで整理している。</p>	<p>2.2.17.枝1【実装必須機能】 最新事業年度の申告登録時に、法人基本情報で管理する事業年度と異なる事業年度を申告情報として登録する場合には、アラートを出力すること。</p> <p>2.2.17.枝2【実装不可機能】 申告登録時に変更した決算期(半年決算法人の管理を含む)又は事業年度を、法人基本情報へ反映できること。</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(法人住民税・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
No. 61 税割調定 増減上位 リスト	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・課税年度・調定年月範囲指定	<p>本帳票要件は、交付税資料(No.54「交付税資料第1表(法人税割に関する調)増減理由に関する調」)の確認に限らず、地方団体での予算編成資料及び決算見込資料等での活用を想定しているため削除せず、帳票要件としての定義を継続する。</p> <p>また、各自治体の交付税資料の様式には上位リストに挙がった全ての法人を記載できるだけの欄ではなく、いくつかの上位法人のみを記載する様式が多い実態を確認できた。</p> <p>したがって、No.62「高額納税者リスト」と同様に、出力件数として上位何位までを出力するかの条件を追加することとした。</p>	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・課税年度・調定年月範囲指定・出力件数(上位〇〇法人) ※任意入力項目
No. 63 月別調定 集計表	帳票要件として定義	帳票No.63「月別調定集計表」は、これまでの検討経過を通じて「法人別」という記載が削除されたことで、帳票No.69「月別調定額集計表(月別集計表)」と同一の帳票要件として重複することとなつたため削除する。	削除
No. 72 法人索引簿	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・法人番号範囲・法人管理番号範囲・異動年月日範囲・法人区分・分割区分・業種区分・均等割ランク・決算年月	法人番号は連番になる可能性が低く範囲指定機能を設けたところで有効に機能しないことが予想されると同時に、法人管理番号(もしくは宛名番号)による検索で同種の運用が可能と思われることから、主な出力条件「・法人番号範囲」を削除とする。	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・法人管理番号範囲・異動年月日範囲・法人区分・分割区分・業種区分・均等割ランク・決算年月
No. 82 更正決定 対象リスト	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・更正決定年月日範囲指定	本帳票は、決議書または通知書と同時に発行する帳票だと想定され、通常は通知日を指定して決議書・通知書を一括作成するのが一般的である業務運用を確認できたため、これを鑑みて、主な出力条件を「・更正決定の通知日」と改める。	【主な出力条件】 <ul style="list-style-type: none">・更正決定の通知日

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(固定資産税・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
1.2.1.枝5 2.2.1.枝8 3.1.2.枝2 課税台帳管理	【実装すべき機能】 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。	事業者から本機能について、実装困難とするご意見が一部あったものの、WTで検討した結果、当該機能を必要とする地方団体が多いことも踏まえ、当該機能を実装必須機能としたうえで、当分の間は、標準オプション機能へ緩和することとした。	【実装必須機能】 (※ただし、当分の間、【標準オプション機能】へ緩和) 適用する固定資産税の特例類型、非課税類型、減免類型については、複数登録ができること。 ～略～
1.1.1.枝1 2.1.1.枝1 登記情報マスタ管理	【実装すべき機能】 法務局からの登記済通知書に基づき、土地(家屋)登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <土地(家屋)登記情報> ～略～	令和4年度税制改正に伴い土地・家屋の登記情報の管理項目を追加した。 民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)による改正後の不動産登記法に基づき、登記官が新たに死亡の符号等の事項を把握することとなり、これらの情報が登記済通知書に追加されることとなった。 <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」 ※原則、改正不動産登記法の施行に合せて施行。 (「DV被害者の住所に代わる事項」は民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号(令和6年4月1日)、その他の項目は同法附則第1条第3号に定める日から施行。)	【実装必須機能】 登記所からの登記済通知書に基づき、土地(家屋)登記情報を管理(設定・保持・修正)できること。 課税台帳上で年度管理ができること。 <土地(家屋)登記情報> ～略～ <ul style="list-style-type: none"> ・死亡の符号 ・相続人申告登記(法定相続人として申出をした者の氏名・住所) ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」
8.2.1.枝2 証明書発行	— (※第2.0版にて追加)	令和4年度税制改正により、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付等を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に代わり、新たに登記所から通知される事項(住所に代わる事項)を記載しなければならないこととされたため、本機能を要件化した。	【実装必須機能】 土地登記情報又は家屋登記情報マスタに「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている固定資産についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(固定資産税・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
〈第1.0版No.〉 No.70 納稅通知書 (土地・家屋) (都計なし) 等	<p>【実装すべき帳票】 (帳票概要) 納稅義務者に対し、該当年度の固定資産税(土地・家屋)の税額等を通知する帳票。 対象となる納稅義務者に係る固定資産税の年税額等が記載されている。 都市計画税に係る項目は記載されていない。</p>	<p>事業者から、納稅通知書、更正賦課決定通知書、更正価格決定通知書について、以下の3パターンのうち②及び③のパターンについては大規模な改修が必要となるとのご意見を受け、①を実装必須帳票のままでし、②及び③を標準オプション帳票とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地・家屋・償却資産 ② 土地・家屋 ③ 儻却資産 	<p>【実装必須帳票】 土地・家屋・償却資産 【標準オプション帳票】 土地・家屋 償却資産</p>
〈第1.0版No.〉 No.113 法務局宛 評価通知書 (指定物件のみ)	<p>【実装すべき帳票】 (帳票概要) 登録免許税の算出のために、市町村から登記所宛てに、更正があった固定資産について、当該固定資産の更正後の評価額等を登記所に通知するための帳票。</p>		
〈第1.0版No.〉 No.114 法務局宛 評価通知書 (全件)	<p>【実装すべき帳票】 (帳票概要) 登録免許税の算出のために、市町村から登記所宛てに、全ての固定資産について、当該固定資産の評価額等を登記所に通知するための帳票。</p>	<p>これらの帳票について、システム標準化後は、原則、紙ではなく電子データにて提供を行うこととするため、帳票要件から削除することとした。</p>	<p>削除 ※機能要件上に、CSV形式で出力できる機能を別途定義。</p>
〈第1.0版No.〉 No.115 不動産取得 通知書(仮称)	<p>【実装すべき帳票】 (帳票概要) 不動産取得税のために市町村から都道府県へ、不動産の取得の事実及びその価格を通知するための帳票。</p>		

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(軽自動車税・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
1.1.12. 軽自動車税種別割管理	<p>初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括で自動判定できること。</p> <p>また、個別に経年車重課対象区分を設定できること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現状の製品で実装されている機能として、税額変更時の個別処理のケースへ対応したものも考えられることから、以下を機能要件へ追記。 「経年車重課対象区分として個別で自動判定できること。」 地方税法に基づく重課判定が適切に行われれば問題ないため、以下を機能要件へ追記。 「ただし、地方税法に基づき経年車重課対象とならない車両は除外すること。」 	<p>初度検査年月(又は年)から法定年月が経過した車両について、経年車重課対象区分として一括及び個別で自動判定できること。</p> <p>ただし、地方税法に基づき経年車重課対象とならない車両は除外すること。</p> <p>また、個別に経年車重課対象区分を管理(設定・保持・修正)できること。</p>
1.2.32. eLTAX連携データ出力	— (※第2.0版にて追加)	<p>令和8年度以降は、新市町村への申告に基づき、新市町村から旧市町村にその旨を電子的に通知する仕組みを構築することで、納税義務者の手続負担の軽減と同時に地方団体間の情報伝達のオンライン化・効率化を図る。</p> <p>情報伝達の仕組みとしてはeLTAXを活用する方針であるため、上記の意図も踏まえ、eLTAX審査システムへ連携する異動データの出力を実装必須機能とした。</p>	<p>期間を指定して以下のデータを出力できること。</p> <p>＜対象データ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 原付・小型特殊に係る異動データ 軽二輪・小型二輪に係る異動データ <p>【実装必須機能】</p> <p>【備考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年度に利用開始されることを想定している。
4.2.5. 他の地方団体標識の廃車申告情報管理	<p>他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ ～略～</p>	<p>他市町村発行の標識について、自団体で廃車のみの申告を扱う地方団体があるため、＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞を＜他の地方団体の車両情報＞と切り分けて定義した。</p> <p>また、上記の修正を踏まえ、要件の考え方・理由を以下のとおり修正した。</p> <p>(修正前)</p> <p>「他の地方団体で標識交付を行った車両の廃車受付については、当該地方団体での標識交付が伴う場合のみ受付を執り行うなど地方団体によって運用差異がある状況である。」</p> <p>(修正後)</p> <p>「車両情報については、原則として自団体で新規登録された情報と同じ内容となるが、以下のケースがあることからデータの管理 자체は別途行う必要があるとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の地方団体で標識交付を行った車両の廃車受付のみを行い、自団体への新規登録がない場合 自団体への転入と同時に改造等で諸元が変更されている場合」 	<p>他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理(設定・保持・修正)できること。</p> <p>＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ ～略～</p> <p>また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共にした内容で登録ができ、個別に修正もできること。</p> <p>＜他の地方団体の車両情報＞ ～略～</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(軽自動車税・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
No.52 減免申請書 (汎用)	—	当該帳票において、納税義務者(所有者)と障害者が同一人物でない場合に、障害者が運転者である場合があることを踏まえ、運転者の記載欄に「□障害者と同じ」を追加することで、帳票レイアウトの見やすさ・記入しやすさを向上させた。	【帳票レイアウト】 運転者の記載欄に「□障害者と同じ」という項目を追加
No.67 税額変更者 リスト	【帳票概要】 システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧。 対象者について、課税年度、賦課年度、軽自管理番号、種別、車両番号(標識番号)、宛名基本情報、異動年月日、異動事由、税額変更年月日、税額変更事由、変更前税額等を記載した一覧。 【主な出力条件】 月別全件	当該帳票における賦課年度は、最新の納税通知書を送付した年度が印字される想定になる旨を帳票概要で追記した。	【帳票概要】 システムで税額変更処理を行う前に対象者を確認するための一覧。 対象者について、課税年度、賦課年度、軽自管理番号、種別、車両番号(標識番号)、宛名基本情報、異動年月日、異動事由、税額変更年月日、税額変更事由、変更前税額等を記載した一覧。 なお、当該帳票において賦課年度については最新の納税通知書出力時点の年度を印字する。 【主な出力条件】 月別全件 指定した日付の範囲
No.72 税額変更 通知書 (汎用紙)	—	印字台数を5台から2台程度に絞ることで税額変更事由の枠を拡大させた。この修正によって帳票レイアウトの見やすさを向上させた。	【帳票レイアウト】 印字台数を2台に減らし、税額変更事由の枠を拡大させた。

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(収納管理・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
2.1.9. 消込処理 (クレジット カード納付・ マルチペイ メントネット ワーク)	<p>【実装必須機能】(抜粋) クレジットカード納付、マルチペイメントネットワークの一括または個別で消込処理ができること。 継続払い・都度払いに対応できること。</p>	<p>クレジットカード納付の継続払いについて、実現性評価にて現行システムで対応していないベンダが多数存在した。税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確認し、標準オプション機能とすることで合意したため、要件を緩和した。</p>	<p>【実装必須機能】(抜粋) クレジットカード納付、マルチペイメントネットワークの一括または個別で消込処理ができること。 クレジットカード納付の都度払いに対応できること。</p> <p>【標準オプション機能】(抜粋) クレジットカード納付の継続払いに対応できること。</p>
3.1.1. 過誤納抽出	<p>【実装必須機能】(抜粋) 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で過誤納一覧の抽出から除外されること。</p>	<p>本要件について、実現性評価にて現行システムで対応していないベンダが一部存在した。 税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確認し、実装必須機能(※)とすることで合意したため、要件を緩和した。</p>	<p>【実装必須機能(※)】(抜粋) 還付・充当予定日を未来日にした場合など、還付・充当が完了していない場合でも、還付・充当入力を行った時点で過誤納一覧の抽出から除外されること。</p>
5.1.1. 年度繰越 処理	<p>【実装すべき機能】(抜粋) 保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。なお、左記の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存できること。</p> <p>財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。</p>	<p>保存年限を超える完納分・不納欠損分等の削除について、実現性評価にて現行システムで対応していないベンダが多数存在した。 税務システム等標準化検討会にて必要性を改めて確認し、標準オプション機能とすることで合意したため、要件を緩和した。</p> <p>また、財務会計との連携は標準化対象外のため、機能要件から削除した。</p>	<p>【標準オプション機能】(抜粋) 保存年限を超える完納分・不納欠損分等が削除できること。なお、左記の情報は、保存年限等業務上必要な期間まで保存できること。</p> <p>「財務会計側の年度繰越処理の元データを作成できること。」 ⇒ 削除</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(収納管理・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
No.39 口座振替不能通知	<p>【標準オプション帳票】 何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発付前のお知らせとして通知する帳票。</p>	<p>口座振替不能通知について、納付書一体型を実装必須帳票、本帳票は標準オプション帳票としていた。 税務システム標準化等検討会にて、払込取扱票を別途出力する場合等において必須であるとの意見があつたため、実装必須帳票に変更した。</p>	<p>【実装必須帳票】 何らかの理由で、口座振替が不能となった場合、督促状発付前のお知らせとして通知する帳票。</p> <p>※実装必須帳票したことから、印字項目・諸元表及び帳票レイアウトを新規に作成した。</p>
No.73 還付充当通知書	<p>【実装必須帳票】 還付、充当の際に通知する帳票。</p>	<p>税務システム等標準化検討会にて、通知書タイトルについて還付のみの場合は「還付通知書」、充当のみの場合は「充当通知書」等、地方団体で編集可能としてほしいとの意見があつた。 そのため、標準オプション機能として追加した。</p>	<p>3.2.7.枝番2(新規追加) 通知書 【標準オプション機能】 通知書のタイトルについて、還付のみの場合は「還付通知書」、充当のみの場合は「充当通知書」、還付充当の場合は「還付充当通知書」として出力できること。</p> <p>※帳票要件は修正なし。</p>
No. 122 納付書	<p>印字項目及び帳票レイアウトについて、第1.0版では検討中としていた。</p>	<p>税務システム等標準化検討会での議論を踏まえ、印字項目及び帳票レイアウトを作成した。 また、地方税におけるQRコード規格に係る検討会での議論を踏まえ、地方税統一QRコード等を追加した。</p>	<p>印字項目及び帳票レイアウトを定義した。</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(滞納管理・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
2.1.1. 滞納者情報 管理	【実装すべき機能】(抜粋) 以下の個人情報、調定情報、収納情報、分割納付誓約情報、滞納処分情報等を滞納者管理画面で確認できること。	2.1.1.に記載の滞納者情報について、1画面にすべて表示できないというベンダーからの意見があった。 そのため、1画面に収まらなくても、複数ページや複数タブにわたって表示することも可能となるよう備考に追記し、ベンダの実装範囲を広げることとした。	枝番1 【備考】 滞納者管理画面は、1画面にすべてを収めるのが難しい場合もあるため、複数ページや複数タブにわたって表示することも可とする。
2.4.18. 分割納付 不履行 管理	【実装すべき機能】(抜粋) 分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。	本要件について、実現性評価にて現行システムで対応していないベンダーが一部存在した。 要件緩和の可否を構成員に確認したところ、7/10団体から、“実装してもしなくても良い”という回答を受領したが、一方で本機能がないと二重納付やトラブルにつながるので“実装すべき”という回答も受領しているため、本機能を“実装必須機能”とする。ただし、「新たに分納計画を立てる」という運用も認める旨を備考に記載する。	枝番1 【実装必須機能】(抜粋) 分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。 ※変更なし 【備考】 「分割納付計画を変更せずに、指定期限を変更した分割納付書を出力できること。」という機能については、新たに分納計画を立てるという運用も可とする。
2.12.3. 不納欠損 処理	【実装すべき機能】 不納欠損について、本税と延滞金を合わせて処理できること。 【実装してもしなくても良い機能】 不納欠損について、本税と延滞金をそれぞれ分けて処理できること。	本要件について、実現性評価にて現状対応していないベンダーが一部存在した。 そこで、ベンダーの実装範囲を広げるため、機能要件の考え方・理由に、本税の不能欠損はどの自治体も必ず行うこと、延滞金の不能欠損は自治体によって行うかどうか差があることを示すこととした。 その上で、本税と延滞金を合わせて不能欠損するのか、分けて不能欠損するのかは、ベンダに実装を委ねることとする旨を示すこととした。	枝番1 【実装必須機能】(抜粋) 不能欠損について、年度・税目・期別単位に本税部分を集計できること。 枝番2 【標準オプション機能】 不納欠損について、延滞金部分を集計できること。 【要件の考え方・理由】 本税の不能欠損はどの自治体も必ず行うこと、延滞金の不能欠損は自治体によって行うかどうか差があることから、本税の集計機能を「実装必須機能」、延滞金の集計機能を「標準オプション機能」として定義した。 本税と延滞金を合わせて集計するか、分けて集計するかは、ベンダに実装を委ねることとする。

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(滞納管理・帳票要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
No.15 差押通知書 (不動産) ※交付要求 29条執行機関用 (返送用)ほか	返送用の帳票については、一般的に使用されるとの意見が構成員から寄せられたため、必須帳票として定義していた。	<p>複数ベンダーが現状対応していないため、以下の理由から、返送用の帳票について、【標準オプション帳票】とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去のWTにて、送達確認又はコピーの返送で事足りるという意見があること ・運用として、該当書類の手交もありうること ・複数のベンダーが未対応であること 	<p>【実装必須帳票】→【標準オプション帳票】</p> <p>※No. 15,27,38,48,73,75,85,95,97,108,118,128,137,140において同様の対応。</p> <p>※No.25は返送用帳票だが使用頻度が高いとの意見が多かったため例外的に「実装必須帳票」のままとしている。</p>
No.70 差押調書 (振替社債) ほか	現状使用する自治体は多くないものの、電話加入権の差押と比較しても差押件数が多いとの理由で、必須帳票として定義していた。	<p>振替社債の差押に関する各帳票について、複数ベンダーが現状対応できていない状況となっており、構成員からも問題ないという意見が多数であったため、一律【標準オプション帳票】とした。</p> <p>また、ベンダーによっては本帳票の実装の代わりに無体財産差押機能による代替え運用を行っているとの意見をもとに、それらの運用でも可とする旨を、備考欄に追記した。</p>	<p>【実装必須帳票】→【標準オプション帳票】</p> <p>※No. 70,71,72,73,74,75,76,77,78,79,80において同様の対応。</p>
No.114 参加差押決議書 兼差押通知決議書 (自動車) ほか	自動車の差押は一般的との意見が構成員から寄せられたため、必須帳票として定義していた。	自動車の差押に関する帳票について、不動産差押機能にて代替え運用している等の理由で現状対応してないベンダーがおり、構成員からも問題ないという意見が多数であったため、不動産差押機能にて代替え運用を認める旨を備考欄に記載する。	<p>【備考】</p> <p>不動産差押機能による代替え運用でも可とする。</p> <p>※No.63,64,65,67,68,69,114,115,116,117,118,120,121,122,123において同様の対応。</p>

標準仕様書【第2.0版】への変更概要(税務共通・機能要件)

要件No.	第1.0版	全国意見照会等を踏まえた検討経過	第2.0版
1.1.2.枝1 宛名管理	宛名基本情報のうち送付先・連絡先情報及び代理人等情報については、宛名・税目単位に管理できること。 ～略～	共通的な宛名と税目単位の宛名の運用方法について、ベンダから実現性評価において疑義があったため、宛名作成に係る想定運用を【要件の考え方・理由】に追記した。	【要件の考え方・理由】 なお、宛名登録の運用としては、まず必要となった税目で宛名(税目共通の宛名)を作成し、他の税目(又は地方税以外での業務)でもそのまま利用できる場合はそのまま利用し、送付先などが異なる場合は当該税目用に個別の送付先設定をすることを想定しているため、必要に応じて税目単位への複写する機能の実装でも問題ない。
1.1.1.枝2.5 宛名管理	宛名基本情報のうち送付先・連絡先情報及び代理人等情報については、宛名・税目単位に管理できること。 ～略～	実現性評価及び全国意見照会にて、データ項目に対する意見を受領し、宛名基本情報に項目を追加した。	【実装必須機能】※以下の項目を追加 旧氏、旧氏フリガナ 連絡先区分((自宅/勤務先/携帯) 住所コード及びその郵便番号(それぞれの住所項目に対し追加) 所在地(法人の場合) eLTAX納税者ID
1.2.5. 処理注意者 照会	— (※第2.0版にて追加)	処理注意者(支援措置対象者とは別に、税務業務において独自に管理が必要な者)においても、対象者の性質によっては支援措置対象者と同様に照会時の注意喚起があることが望ましいことから、機能要件として追加した。	【実装必須機能】 照会した処理注意者に該当する個人の情報を確認する場合(検索結果画面等も含む)において、処理注意者である旨が明示的に確認できること。 検索結果・照会画面等に処理注意者が含まれる場合、該当者が「他団体における支援措置対象者」であるなど、表示時に支援措置対象者と同等の対応が必要な該当者については、住所が直ちに表示されないこと。 なお、処理注意者が所属する世帯、固定資産の共有者を閲覧する場合も同様とし、対象者が明示されることとする。 ～略～
1.5.9. 宛名番号の 表示設定	通知書等への宛名番号 の表示/非表示を制御できること。	【第1.0版】では、地方団体の規定によって宛名番号の印字可否が異なることを考慮して印字制御の要件を定義していたところ、実現性評価において、ベンダ各社から開発規模が大きく2025年までの実装が難しい状況であることが判明したため、問い合わせ対応用の番号は「通知書番号(整理番号)」に一本化する方針で整理した。	削除 (各税目の帳票印字項目や帳票レイアウトにおいて定義されている宛名番号の項目を削除し、通知書番号(整理番号)の定義がない場合は当該項目を追加する対応を行うこととした。)
1.8.7. バッチ処理	— (※第2.0版にて追加)	全国意見照会等で日付の管理やバッチ処理についての確認を複数いただいた為、住民記録システム標準仕様書の記載を基に、バッチ処理機能を追加した。	【実装必須機能】 バッチ処理の実行(起動)方法として、直接起動だけでなく、年月日及び時分、毎日、毎週○曜日、毎月XX日、毎月末を指定した方法(スケジュール管理による起動)が提供されること。 ～略～